

ろ、災害扶助料歸國旅費及打切扶助料を規定通支給すること
十、解決状況

右従業員側代表者並に會社側小杉庶務課長等會見接衝の結果
左の通解決、翌二十七日より從來通就業せり。

解決 條 件

第一項、第三項は承認

第二項 曹大元の復職は拒絶

現場監督に暴行を加へたるが故に不都合解雇にして
諸手當は給與せざるを以て同人の始末は庶務課長に
於て處理すること。

○従業員一同に對し金一封（金七拾圓）支給す。

以上

久留米電話交換局建築工事労働争議

發生 昭和九年三月一日

解決 三月七日